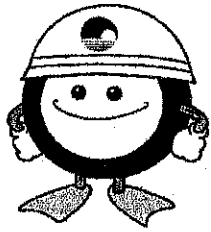


管理組合だより

令和6年1月16日

庄新町町内会
会長 渡邊 和博
管理組合
組合長 兼森 理



新年 明けましておめでとうございます。

平素から管理組合に対しご支援ご協力を賜りましてありがとうございます。

さて、公共下水道接続に係るマンホール補修工事も昨年完了し、本年4月から本管の補修工事を実施します。

2019年（令和元年）8月に管理組合を引き取った時点での管理費は約2千300万円でしたが、2022年度末の繰越金は約7千500万円まで貯めることができました。

これにより、昨年の工事費4千389万円は何とか捻出できましたが、今年の工事費用約9千900万円は捻出できません。（約5千万円不足）

この不足分については、皆様に一時金をお願いするか、借入金で補わなければできません。（借入金で考えています。）

また、公共下水道に接続後の下水設備の解体費用も必要となります。

※ 皆さん、思い出してください。2018年度（平成30年）の町内会総会時に高木氏（旧ターミナル管理(株)代表）より提出のあった決算書8年分（平成23年度～平成30年度）のうち、平成23年度から平成29年度までで、約3千100万円の赤字でした。町内会が引き取っていなければ、各世帯約15万円から20万円の負担金を徴収しなければ、公共下水道接続に係る工事は出来ません。

前今井会長と副会長が、倉敷市と公共下水道接続の約束をしました。

管理費がほとんどない状態でどのように工事費を捻出するつもりだったのか、各家庭にいったいどのくらいの負担金を強いるつもりだったのか聞きたいものです。

【民事裁判】

（1）11月15日裁判（第16回）報告

22人が傍聴しました。被告側の弁護士は、電話での出廷でした。

原告（町内会）及び被告側ともに、解決金200万円の裁判所からの調停案には応じられない旨の主張をしました。（被告側は、あくまでも2人で100万円での解決を主張。）次回の公判（2月7日）では、原告である町内会が当事者適格があるかどうか争点となっています。裁判長より、次回には被告側の弁護士も出廷するよう求め両者とも了承しました。

（2）2月7日の裁判（第17回）について

2月7日（水）13時30分から、岡山地方裁判所 202号法廷において裁判が開かれます。今回は、最も重要な裁判となり得るかと思います。

多くの方の傍聴をお願いします。

12時30分に4号公園を出発します。

（乗り合わせて行きたいと思います。）

なお、傍聴できる人数は48名となっておりますが、できるだけ多くの方の参加をお願いします。